

答 申 の 概 要

件 名	県教員採用選考第1次試験面接用記入用紙の部分開示決定に対する異議申立て(諮問第14号)				
本件保有個人情報	異議申立人に係る平成22年度静岡県教員採用選考試験第1次試験の面接用記入用紙3通中の各所見欄の記載				
主な非開示理由	静岡県個人情報保護条例第17条第7号(事務又は事業に関する情報)				
実施機関・諮問庁	静岡県教育委員会	諮問年月日	平成21年11月25日	答申年月日	平成22年5月11日
主 な 論 点	<p>面接委員の氏名は非開示の状態で、その所見を開示することにつき、次の点で、試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか(条例第17条第7号該当性)。</p> <p>1 面接委員が特定され、働きかけを受ける可能性が高まって、委員の心理的な負担となり、また第2次試験の面接委員を民間から確保することにも支障が生じる点</p> <p>2 面接委員が所見の記述内容に制限を加えようとする可能性が生じ、選考資料としての有効性が損なわれる点</p> <p>3 受験者が合格対策のためのテクニックとして利用することで、受験者の本質に迫ることが困難となる点</p>				

審査会の結論

実施機関が非開示とした所見欄の記載は、その一部を除いて開示すべきである。

審査会の判断

1 開示・非開示が争われている保有個人情報について

本件では、異議申立人に係る平成22年度静岡県教員採用選考試験第1次試験の面接用記入用紙3通中の各所見欄の記載について、実施機関が非開示としたことが争われている(同用紙中で他に非開示とされた面接委員氏名については争われていない)。その記載に含まれている保有個人情報が作成された過程は次のとおりである。

面接は個人面接であり、受験者1人に対し、公務員である教職員3人の面接委員が同時に計11分間の面接を実施する。面接用記入用紙は、受験者が事前に同じ内容の抱負等を記述した用紙3通を提出し、各面接委員が各用紙に、それぞれの委員氏名、評定(評価点)及び所見を記述していく。所見には、評定の裏付けとなる根拠(受験者の言動や特徴、よい点、気になる点、問題点等)を必ず記述する。

2 当該保有個人情報の非開示情報該当性について

開示することにより、試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか否かを判断することになるが、その際には、開示することによって、本県で公立学校の正規教員になるための唯一の過程における選考の公正さへの信頼が確保されることや、受験者が自分への客観的な評価を知り自己を見つめ直すことにつながることなどの開示による利益も考慮しつつ、実質的な支障が及ぶ蓋然性があるか否かを判断する。

(1) 面接委員への働きかけのおそれについて

第1次試験の面接は、受験者1人に対し3人の面接委員で実施するものであるから、特段の事情がないかぎり、仮に受験者がいずれかの面接委員と面識があったとしても、3人の面接委員がそれぞれ記述した所見の内容から、どの面接委員がどの所見を記述したのかは判別されにくいと考えられ、たとえ面接委員に心理的負担などの影響が出るものであったとしても、試験事務の適正な遂行に実質的な支障が及ぶ蓋然性があるとまではいえない。

また、本件は、第1次試験面接に関する事案であり、実施方法の異なる第2次試験面接での所見等が開示されるべきかどうかは別問題で、第2次試験面接における非公務員の面接委員の確保に支障があるとの趣旨の実施機関の主張は関連性が薄いものである。

(2) 所見の記述内容が制限されるおそれについて

開示されるとなれば所見の記述内容が制限される可能性を否定できないが、面接委員は、公務として責任をもって、既に公表されている面接要領にあるように、評定の裏付けとなる明確な根拠を必ず記述しなければならないことには変わりはないから、そのような記述がされるかぎり選考資料としての有効性が損なわれることはなく、開示されることで記述内容に若干の制限が生じたり心理的負担を伴うことになったとしても、試験事務の適正な遂行に実質的な支障が及ぶ蓋然性があるとまではいえない。

(3) 受験者を合格テクニックに走らせるおそれについて

所見の内容は、既に公表されている面接要領中の「面接の視点」を尺度にした判断により記述されていることは明らかであるから、所見を開示することで受験者を何らかの合格テクニックに走らせることがあったとしても、それによってことさら、教育経験の豊富な面接委員である教職員が、受験者の教員としての適格性についての本質に迫ることが実質的に困難になる蓋然性があるとは考えられない。

(4) 試験事務に支障を及ぼすその他の要因について

実施機関が主張する以上の諸点からは、所見欄の記載の開示で試験事務の適正な遂行に実質的な支障が及ぶ蓋然性は認められず、条例第17条第7号該当性を認めることはできない。

しかし、当該情報の一部には、記述した面接委員の意図が誤って伝わってしまうおそれがあるなど誤解を招きやすい部分が認められる。

面接試験が、受験者本人に所見が開示されることはないものとして記述する方法で長年実施され、それなりの合理性があると考えられていた実態にかんがみれば、そのような誤解を与えかねない記述の部分までもが今回予期せずして開示されることとなれば、実施機関に対する面接委員の不信を招くこととなる。また、受験者である異議申立人にも、誤解を与え、実施機関への信頼を損なわせるおそれがある。これらの点は、開示による利益面をしんしゃくしても、実施機関への不信が発生し助長されるなどして、実施機関による今後の試験事務の適正な遂行に実質的な支障が及ぶ蓋然性も否定できない。したがって、そのような部分は、なお非開示とすることが妥当である。